

日本産業株式会社 郡山管理型最終処分場 維持管理計画書

維持管理基準		対応
一	埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	即日覆土による飛散防止。また、飛散防止設備については定期的に点検し、補修が必要な場合は直ちに補修を行う。
二	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	準好気性埋立による悪臭の発生防止。即日覆土による悪臭防止。
三	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	浸出液処理施設内においては消火器を設置し、埋立地内においては防火土を常設する。
四	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他の必要な措置を講ずること。	即日覆土等の埋立管理を徹底し、その発生防止に努める。なお、多量の発生が確認された場合には殺虫剤等を使用する。
五	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	囲いは、事業実施区域周辺に侵入防止フェンス（高さ1.8m）を設け、搬入道路から場内への入口に観音開き式門扉を設ける。また、施設が稼働していない時間は門扉及び浸出液処理施設に施錠する。
六	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他の必要な措置を講ずること。	最終処分場の入口付近（門扉付近）に立札を設け、表示内容に変更が生じた場合には速やかに書き換える。
七	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	貯留構造物は定期的に点検し、変状が認められた場合には速やかに補修を行う。
八	埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	遮水工の底盤部を厚さ50cmの保護砂により覆う。また、法面部については遮水工の表面に良質土等を覆うことで保護を行う。
九	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	遮水工を定期的に点検する。また、地下水の定期検査により異常の有無を確認し、異状が認められた場合には、速やかに環境影響を低減するための対策を行う。
十	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備より排出された地下水の水質検査を次により行うこと。	
イ	埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。	埋立処分開始前に地下水等検査項目、ダイオキシン類、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、測定を記録した書類については、管理棟にて保存する。
ロ	埋立処分開始後、地下水検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。	埋立処分開始後、地下水等検査項目及びダイオキシン類について1年に1回測定し、測定を記録した書類については、管理棟にて保存する。
ハ	埋立処分開始後、電気伝導率及び塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	埋立処分開始後、電気伝導率及び塩化物イオンについて1月に1回測定し、記録した書類については、管理棟にて保存する。
ニ	電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。	電気伝導率及び塩化物イオンの測定において、電気伝導率又は塩化物イオンの濃度が異状と認められた場合は、速やかに地下水等検査項目及びダイオキシン類について測定し、測定を記録した書類については、管理棟に保存する。
十一	十の地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることは明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要は措置を講ずること。	水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合は、速やかに遮水工等の損傷の有無を確認し、その原因に応じて環境影響を低減するために対策を行う。
十二	雨水が入らないよう必要な措置を講じられる埋立地（構造基準において保有水集排水設備、浸出液処理設備等を設ける必要がないとされるもの）については、埋立地に雨水が入らないよう必要な措置を講ずること。	該当しない
十三	調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	調整槽の点検を定期的に行い、損傷するおそれがある場合には、速やかに機能を損なうことがないよう必要な措置を講じる。
十四	浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。	
イ	放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	放流水の水質が、排水基準を順守するよう徹底管理を行う。
ロ	浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	浸出液処理設備の機能を定期的に点検を行い、異状が認められた場合は、速やかにその原因に応じた措置を行う。
ハ	放流水の水質検査を次により行うこと。	
ハ(1)	排水基準等に係る項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	排水基準等に係る項目及びダイオキシン類について1年に1回測定し、測定を記録した書類については、管理棟に保存する。
ハ(2)	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量（窒素は排水基準が適用されている場合に限る。）について一月に一回（埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らか項目については、一年に一回）以上測定し、かつ、記録すること。	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量について1月に1回測定し、測定を記録した書類については、管理棟に保存する。

日本産業株式会社 郡山管理型最終処分場 維持管理計画書

維持管理基準		対応
十四の二	防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	該当しない
十五	開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	雨水集排水設備の機能を維持するため、開渠や集水柵等を定期的に点検する。点検の結果土砂等の堆積がある場合は速やかに除去し、埋立地への雨水の流入を防ぐことで、産業廃棄物の流出を防止する。
十六	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	埋立地法面部集排水管及び底面部接続の堅型集排水管の保有水集排水設備を兼ねるガス排除設備（通気装置）を設ける。
十七	埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第二項第一号ニにおいて同じ。）は、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	埋立処分が終了した埋立地には、厚さ1m以上の覆土を施す。
十八	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	最終覆土を定期的に点検し、必要に応じて補修する。
十九	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	残余の埋立容量については1年に1回測定し、測定を記録した書類については、管理棟にて保存する。
二十	埋め立てられた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録並びに廃水銀等を処分するために処理したもの、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成並びに廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、最終処分場の廃止までの間、管理棟にて保存する。 なお、廃水銀等を処分するために処理したものについては受け入れない。